

# 契約書（案）

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「発注者」という。）と ○○○○（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり電力の需給契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき神奈川県立図書館本館ほか9施設で使用する再生可能エネルギー電力を需要に応じて発注者に供給し、発注者は受注者にその対価を支払う。

## （契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 品名 神奈川県立図書館本館ほか9施設で使用する再生可能エネルギー電力
- (2) 規格 仕様書に定めるとおり
- (3) 契約単価等 （本号は落札者の設定メニューによる）  
別紙（単価内訳書）のとおり

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条第1号並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約単価（基本料金単価、及び電力量料金単価）に110分の10を乗じて得た額である。

- (4) 納入場所 神奈川県立図書館本館ほか9施設
- (5) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (6) 契約保証金  
神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第28条第6号により免除する。
- (7) 代金支払場所  
神奈川県指定金融機関 株式会社横浜銀行 県庁支店

## （権利義務の譲渡）

第3条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することはできない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

## （供給の保証）

第4条 受注者が当該地域の一般送配電事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等で定める料金は受注者が負担する。

(使用電力量の増減)

第5条 使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力) (本条は落札者の設定メニューによる)

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、契約電力が500キロワット以上となる場合は、発注者と受注者とが協議の上決定する。

(単位及び端数処理)

第7条 本契約書及び別に定める覚書において、料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとし、対象施設が複数の場合は施設ごとに計算する。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(計量及び検査) (本条は落札者と協議する)

第8条 計量日（検針日）は、毎月月末又は対象施設ごとに設定されている計量日（検針日）とし、受注者は一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法により発注者へ通知し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定期間) (本条は落札者と協議する)

第9条 電気料金は、次の場合を除き、その算定期間は計量日（検針日）から次の計量日（検針日）の24時までとする。

- (1) 電気の供給を休止し、若しくは停止し、又は本契約が消滅した場合
  - (2) 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、基本料金単価に変更があった場合
- 2 前2号に該当する場合は、日若しくは時間割を基準に発注者と受注者とが協議のうえ算定期間を定める。

(電気料金の算定) (本条は落札者の設定メニューによる)

第10条 電気料金は、基本料金、電力量料金、当該地域のみなし小売電気事業者または受注者が独自に需要家に適用する燃料等調整額・市場価格調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額から蓄熱割引額を差し引いた合計金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税額を含む金額とする。

- 2 消費税及び地方消費税額は、基本料金、電力量料金、当該地域のみなし小売電気事業者または受注者が独自に需要家に適用する燃料等調整額・市場価格調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計金額から蓄熱割引額を差し引いた合計額に110分の10を乗じて得た額

である。

- 3 第1項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増して算出する。
- 4 第1項の電力量料金は、電力量料金単価に第8条で計量した使用電力量を乗じて得た金額である。

(電気料金の請求及び支払い等)

第11条 受注者は、第8条による検査の終了後、第7条及び前条によって算出した電気料金を対象施設ごとの内訳書を添付の上、1月毎に発注者に請求する。

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求書を受理した日から起算して30日以内に電気料金を支払う。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の100分の15に相当する金額を受注者から徴収することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、受注者若しくはその代理人又はこれらの使用人等が発注者の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為（第14条に定める不正行為を除く。）があると発注者が認めたとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(受注者の損害賠償義務)

第13条 受注者は、前条の規定により契約が解除された場合において、これによって発注者に生じた損害の額が前条の違約金の額を超えるときは、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に納付しなければならない。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第12条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第3条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (7) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第18条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- エ 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (8) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。
- ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
- イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかつた場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
- ウ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解

除することができる。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わないものとし、解除した場合、発注者は違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の100分の15に相当する金額を受注者から徴収することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第1号から第6号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、発注者は違約金として入札執行時に示した予定使用電力量から納入済みの電力量を差し引いた数に、電力量料金単価を乗じて得た金額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の100分の15に相当する金額を、受注者から徴収することができる。

4 第1項第7号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として入札執行時に示した予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の10分の1に相当する額を、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

5 受注者が第1項第8号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、入札執行時に示した予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額の100分の15に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分の賠償を受注者に請求することを妨げない。

#### (契約不適合責任)

第15条 発注者は、供給された電力が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、その不適合の程度に応じて代金の減額又は返還を請求することができる。この契約の終了後においても同様とする。

#### (違約金)

第16条 受注者は、電力の供給が滞った場合、入札執行時に示した予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて計算した額に基本料金額（基本料金単価に対象施設の契約電力を掛けた額）を加算した額に滞った日数1日につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、電力の供給が滞った原因が天災その他不可抗力によるものと認められたときは、この限りではない。

2 発注者の責に帰する事由により第11条第2項の支払期限までに電気料金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

#### (業者調査への協力)

第17条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

#### (暴力団等からの不当介入の排除)

第18条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

#### (賠償金等の徴収)

第19条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数1日につき、賠償金等の額に年2.5パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

2 電気料金が未払いの場合は、発注者は賠償金等を発注者が支払うべき電気料金から控除して徴収する。また、電気料金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき電気料金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

#### (秘密の保持等)

第20条 受注者は、本契約の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を発注者の業務実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。

#### (発注者の損害賠償請求等)

第21条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の

責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 受注者の債務の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(事情変更による契約内容の変更)

第22条 本契約の締結後、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至った場合は、その事情に応じ、発注者と受注者とが協議のうえ、契約単価、納入期限、その他契約内容を変更することができる。

(受注者の解除権)

第23条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、この契約の解除により発注者に損害が生じても受注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき。
  - (2) 発注者が法令、又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により受注者が契約を解除したことにより、受注者に損害が生じたときは発注者はこれを賠償する。

(苦情検討委員会による通知等)

第24条 発注者は、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 発注者は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案が出されたときは、契約を破棄することができる。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第26条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則及び別に定める覚書に基づくほか、発注者及び受注者が協議して決定する。

【注：①（電子契約の場合）又は②（書面による契約の場合）のいずれかを選択する。】  
(契約の効力の遡及)

①

第28条 この契約書への発注者と受注者の合意したことを証する電磁的措置を執った日が契約書第2条第5号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

②

第28条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が第2条第5号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

【注：①（電子契約の場合）又は②（書面による契約の場合）のいずれかを選択する。】  
①この契約の締結を証するため、本契約書を電磁的に作成し、発注者と受注者が合意したことを証する電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を所持するものとする。  
②この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

受注者 ○○ ○○

## 覚書（案）

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者受注者間で令和 年 月 日付けで締結した電力需給契約書（以下「原契約」という。）第27条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

### （費用の負担）

第1条 原契約第6条において、発注者の希望する契約電力の変更により、受注者が東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力」という。）から託送供給等約款VIの53に基づき料金、工事費の精算を申し受けた場合、あるいは同約款VIIの57、58、61、62、63、64及びVIIIの69、71に基づき東京電力から費用負担を申し受けた場合、発注者がその費用を負担する。

### （最大需要電力）

第2条 最大需要電力は、需要電力の最大値であって、東京電力が発注者の需要場所内に設置する電力取引メータ（以下「東電電力計」という。）により計量される値をいう。

### （契約超過金）（本条は落札者の設定メニューによるものとする。）

第3条 発注者は、契約電力を超えて電気を使用した場合には、受注者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその1月の力率により割引又は割増ししたもののが1.5倍に相当する金額を、契約超過金として支払うものとする。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

2 受注者は、前項の規定により契約超過金を請求する場合は、契約電力を超過して使用した1月の電気料金と合わせて請求するものとし、発注者は原契約第11条第2項に定める支払期限までに受注者に支払うものとする。

### （燃料費等調整額）

第4条 燃料費等調整額とは、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が受注者の電気需給約款（高圧）により算出した燃料費等調整単価に使用電力量を乗じたものとする。

2 受注者は、発注者に1ヶ月ごとの燃料費等調整単価を、供給する1ヶ月前までに報告しなければならない。

### （再生可能エネルギー発電促進賦課金）

第5条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款により算定するものとする。

### （力率）

第6条 力率は、その1ヶ月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。）とする。

(計量日時) (本条は、落札者と協議することとする。)

第7条 原契約第8条の計量日（検針日）における計量（検針）時間は、同日の24時とする。

また、その計量値は、東電電力計により計量（検針）されるものとし、受注者は計量値を東京電力から受領後、すみやかに発注者に通知するものとする。

(細目事項)

第8条 本契約書及び覚書に記載のない契約履行上必要な細目については、当該施設の電力使用規模に応じて適用される関東管内の旧一般電気事業者が定める「電気需給約款」を準用する。

#### 附 則

本覚書の適用開始日は、令和 年 月 日とする。

以上の覚書を証するため、この覚書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自そ  
の1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

受注者 ○○ ○○